

6

届出 安衛則第90条、石綿則第5条関係

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- (2) 建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業のうち、次の作業については、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
 - ① 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業
 - ② 封じ込め又は囲い込みの作業
 - ③ (1) 以外の吹付け石綿の除去作業

7

隔離・立入禁止等 石綿則第6条、第7条、第15条関係

- (1) 建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業における、吹付け石綿の除去、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込みの作業、石綿等の切断等の作業を伴う石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行うときは、次の措置を講じなければなりません。ただし、同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではありません。
 - ① 当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離すること。
 - ② 作業場所の排気に、集じん・排気装置を使用すること。
 - ③ 作業場所を負圧に保つこと。
 - ④ 作業場所の出入口に前室を設置すること。



- (2) 建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業における、石綿等の切断等の作業を伴わない石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業、(1) 以外の囲い込みの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の方が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

また、特定元事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。
- (3) その他の石綿を使用した建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業においても、関係者以外の方が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

8

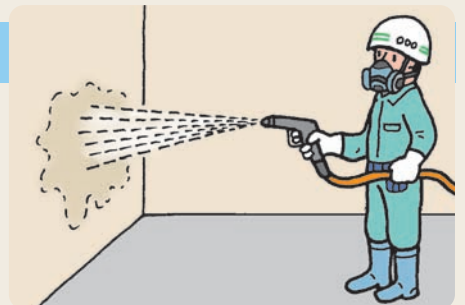
保護具の着用 石綿則第14条、第44条、第45条関係

石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク又は送気マスク等）、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。また、隔離した作業場所における吹き付けられた石綿等の除去の作業にあつては、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等に限ります。

9

湿潤化 石綿則第13条関係

石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。



10

付着物の除去、隔離の措置の解除について 石綿則第6条、第32条の2、第46条関係

- (1) 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- (2) 足場、器具、工具等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- (3) 作業場所の隔離の措置を講じたときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等の除去の作業又は石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行った場合にあつては、当該建材を除去した部分を薬液等により湿潤化した後でなければ隔離の措置を解いてはいけません。

建築物、船舶等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

	石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業						
	①石綿等が吹き付けられた建築物、船舶等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業				②耐火被覆材等（粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの）の除去の作業		③ ①、②以外の材料の除去の作業
	耐火建築物又は準耐火建築物における除去の作業	その他の除去の作業	封じ込め・石綿等の切断等を伴う囲い込みの作業	切断等を伴わない囲い込みの作業	切断等を伴う除去の作業	切断等を伴わない除去の作業	
事前調査 (第3条関係)	○	○	○	○	○	○	○
作業計画 (第4条関係)	○	○	○	○	○	○	○
14日前までの計画の届出 (安衛則第90条関係)	○						
あらかじめの作業の届出 (第5条関係)		○	○	○	○	○	
特別教育 (第27条関係)	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任 (第19条関係)	○	○	○	○	○	○	○
保護具の着用 (第14条関係)	◎	◎	○	○	○	○	○
湿潤化 (第13条関係)	○	○	○	○	○	○	○
隔離等の措置 (第6条関係)	○	○	○		○		
作業員以外立入禁止 (第7条関係)				○		○	
関係者以外立入禁止 (第15条関係)	○	○	○	○	○	○	○
注文者の配慮 (第9条関係)	○	○	○	○	○	○	○

注1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれます。

注2 ◎印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限りません。

注3 ①、②に限らず③においても、除去作業では発じんを防ぎ有効なばく露防止措置をとるとともに、廃材については関係法令に基づき適切に分別・廃棄する必要があります。

関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

建築物等に吹き付けられた石綿の管理

石綿則第10条関係

- 事業者は、その労働者を就業させる建築物等（鋼製の船舶を含む）の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。
- 臨時に就業させる建築物等（鋼製の船舶を含む）の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。



グローブバッグ工法による作業範囲が部分的な工事

(財)日本船舶技術研究協会
「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」より